

災害時に重要な道路を守りたい

No.33

国土交通省、内閣府  
総務省、経済産業省

税制優遇

(開始年度) 平成 28 年度

支援の名称

## 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る 特例措置

制度の  
趣旨・背景

緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進します。

制度の  
内容

防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置です。

■特例措置の内容

- ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域  
課税標準4年間1/2
- ・上記以外の区域  
課税標準4年間2/3

■特例期間

3年間（平成28年度～平成30年度）

■対象施設

電線管理者が緊急輸送道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等



地震発生時の電柱の倒壊状況  
（阪神・淡路大震災の例）

対象と  
なる方

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等

問い合わせ  
先など

国土交通省 道路局 環境安全課

TEL：03-5253-8111（内線38-153）

■関連 URL

- ・無電柱化の推進

<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>